

平成 23 年度

財政援助団体監査報告書

公益社団法人 狛江市シルバー人材センター

福祉保健部 介護支援課

狛江市監査委員

平成 23 年度財政援助団体監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

団 体 公益社団法人 狛江市シルバー人材センター
所 管 課 福祉保健部 介護支援課

第 3 監査の範囲

平成 22 年度及び平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの事務事業の執行状況

第 4 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第 5 監査の期間

平成 23 年 9 月 26 日から平成 23 年 12 月 26 日

[監査の実施日 : 平成 23 年 10 月 27 日]

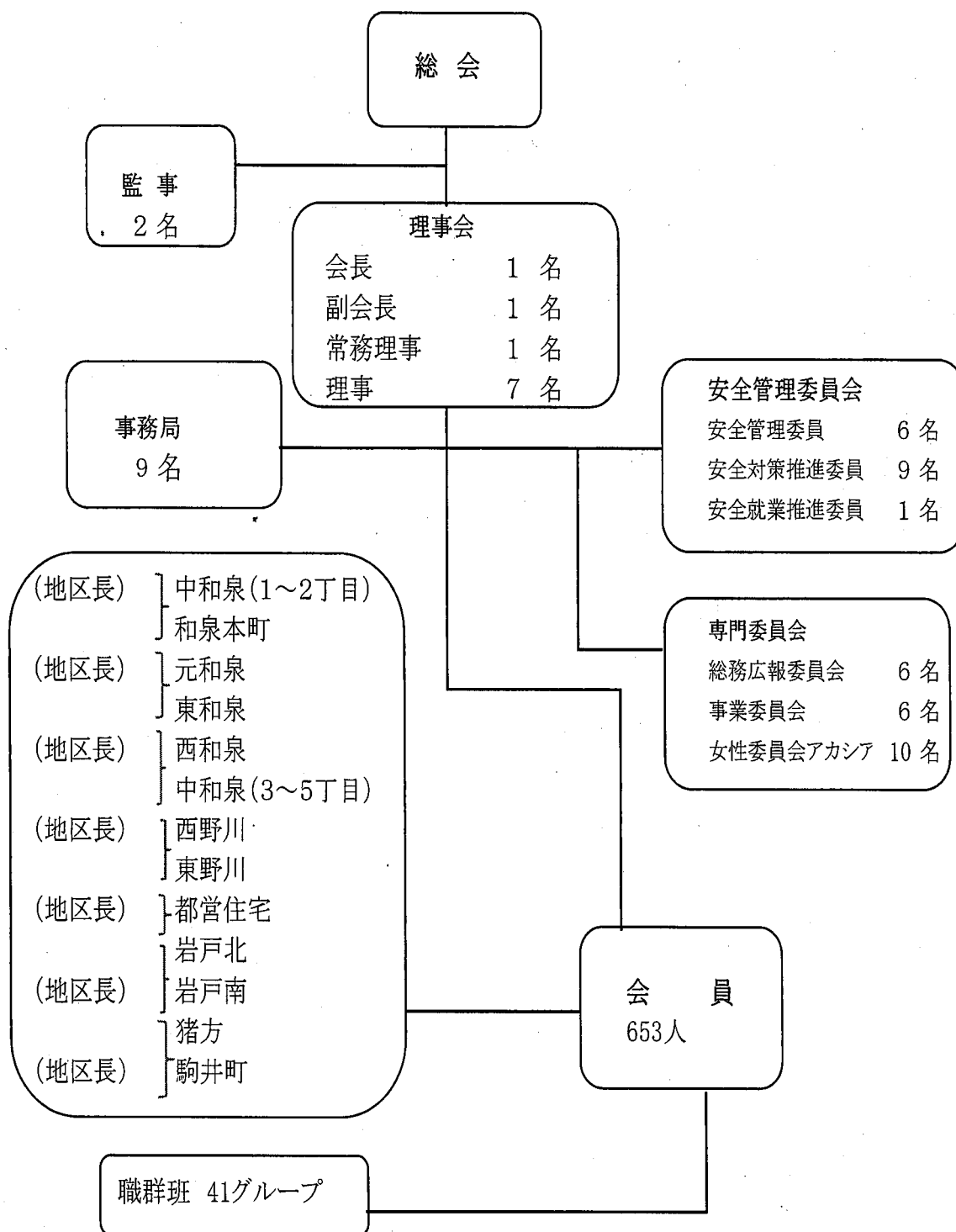
第6 団体の概要

- (1) 名称 公益社団法人 狛江市シルバー人材センター
- (2) 沿革 昭和53年4月26日
「狛江市高齢者事業団」設立
昭和53年12月1日
「社団法人 シルバー人材センター狛江市高齢者事業団」
として法人認可
平成2年7月2日
「社団法人 狛江市シルバー人材センター」へ名称変更
平成23年4月1日
「公益社団法人 狛江市シルバー人材センター」へ移行
- (3) 所在地 狛江市猪方四丁目13番1号
- (4) 目的 社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- (5) 事業
 - ① 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
 - ② 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
 - ③ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業の実施
 - ④ 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
 - ⑤ その他センターの目的を達成するために必要な事業の実施
- (6) 役員

会長	1名
副会長	1名
常務理事	1名
理事	7名
監事	2名

(7) 組織図

公益社団法人 狛江市シルバー人材センター (平成 23 年 4 月 1 日現在)



(8) 事務局

常務理事兼事務局長1名、次長1名、主任1名、主事1名、嘱託職員2名、臨時職員3名

(9) 市との関係

公益社団法人 狛江市シルバー人材センターの運営の安定を図ると共に、高齢者の社会参加と生きがいづくりに寄与することを目的とし、市は、狛江市補助金等交付規則及び公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき補助している。

(10) 補助金の実績

公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金の交付状況は、以下のとおりである。

平成22年度

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
人件費	31,348,891	31,348,891	29,573,755	1,775,136
管理運営費	4,049,384	4,049,384	4,049,384	0
事業費	2,718,257	2,718,257	2,718,257	0
利子補給	27,500	27,500	0	27,500
計	38,144,032	38,144,032	36,341,396	1,802,636

交付申請年月日 平成22年4月13日

交付決定年月日 平成22年4月30日

交付確定年月日 平成23年3月31日

返還金は、平成23年5月9日に返還されている。

平成23年度

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
人件費	32,831,686	32,831,686	-	-
管理運営費	1,636,573	1,636,573	-	-
事業費	2,666,821	2,666,821	-	-
利子補給	27,500	27,500	-	-
計	37,162,580	37,162,580	-	-

交付申請年月日 平成23年5月16日

交付決定年月日 平成23年5月23日

第7 監査の結果

公益社団法人 狛江市シルバー人材センター及び福祉保健部介護支援課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

公益社団法人 狛江市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」）は、昭和53年4月に設立され32年を経過しており、平成23年4月から狛江市内で第1号の公益社団法人として新たなスタートを切り、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、幅広い活動を行っている。

昨今、低迷基調の続く日本経済は、東日本大震災や超円高を背景とし、雇用や地域経済への影響が懸念され、先行きの見えない厳しい状況にあり、さらには、超高齢化が進む中、働く意欲のある高齢者の雇用環境も極めて厳しい状況にある。こうした中、シルバー人材センターに対する仕事の発注にも影響が及び、会員数、就業実人数、就業率は年々増加の傾向にあるが、契約金額、配分金は減少の傾向にある。

このような状況のもと、会員一人ひとりが創意工夫を重ね、シルバー人材センターの意義、役割を再認識し、各々の経験と知恵を活かしながら、「自主・自立」、「共働・共助」の基本理念のもと、就業機会の確保、提供など、魅力ある事業の展開を図り、各種事業の取り組みを強化していただき、契約金額、配分金の増加につなげるよう努めていただきたい。

また、公益社団法人は法人税法、所得税法における特定公益増進法人に該当するため、寄附金については税法上の優遇措置の対象とされている。

シルバー人材センターの目的達成のためにも、市民等からの寄附金を事業の推進に活用させていただけるよう広く市民等にお知らせすることにより、自主財源の積極的な確保に努めていただきたい。

なお、公益社団法人 狛江市シルバー人材センターにおいては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

次に、介護支援課においては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるものの、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

(1) 狛江市シルバー人材センター補助金に係わる平成 22 年度及び平成 23 年度の交付申請書、交付決定の通知、実績報告書、確定の通知において、補助金の名称に正式名称が記載されていないもの、誤記があるものが一部に見受けられた。

なお、平成 22 年度実績報告書において、対象事業名が社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に定める名称と整合されてなく、また、補助対象外の項目が記載されていること等が見受けられた。

補助金が適正に執行されているか客観的に検証及び評価する重要な書類なので、今後は、公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に則り、十分に点検されるよう努めていただきたい。

(2) 公益社団法人 狛江市シルバー人材センターは平成 23 年 4 月 1 日からの公益社団化に伴い、税法上の優遇措置を受けることが可能となった。

高齢者の能力を活かし、地域社会と連携しながら、更に社会奉仕活動を通じたシルバー人材センターづくりに寄与するため、寄附金からもセンター事業が支えられていることをホームページ等により周知をし、自主財源を積極的に確保するよう指導、助言を行うなど、適切な対応をされるよう努めていただきたい。